

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 5 年度
計画更新年度	令和 5 年度
計 画 主 体	秋田県湯沢市

湯沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 湯沢市産業振興部農林課
所 在 地 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号
電 話 番 号 0 1 8 3 - 7 2 - 0 6 3 1
F A X 番 号 0 1 8 3 - 7 9 - 5 0 5 7
メールアドレス norin@city.yuzawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、 カワウ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	秋田県湯沢市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害面積	被害金額
ツキノワグマ	水 稲	—	—
	野 菜	—	—
	果 樹	0.07ha	35 千円
	計	0.07ha	35 千円
イノシシ	水 稲	1.32ha	84 千円
	野 菜	0.06ha	2 千円
	果 樹	—	—
	計	1.38ha	86 千円
ニホンジカ	被害報告なし		
カワウ	被害報告なし		
カラス類	水 稲	—	—
	野 菜	5.50ha	52 千円
	果 樹	19.40ha	1,273 千円
	計	24.90ha	1,325 千円

※ 樹体への被害や掘り起こしによる農地等への被害は含まない。

(2) 被害の傾向

・ツキノワグマ

ブナの実の結実状況等により、出没件数や農作物の被害金額が大きく変動する傾向にあり、ブナの実が豊作であった令和4年度は、出没件数、農作物の被害金額ともに著しく減少した。

市の中山間地域全域で出没が確認されており、近年は市街地等での出没が確認されている。

令和4年7月、市街地等にある学校グラウンドを横切るツキノワグマが目撃されるなど、農作物の被害に止まらず、人身被害が懸念される状況になっている。

農作物の被害は、野菜・果樹が中心で、特に被害金額を算定できない樹体への被害が発生している。

・イノシシ

近年、急速に個体数が増加しているとみられ、市の中山間地域の全域で出没が確認されており、農作物被害が急激に拡大している。

ツキノワグマと同様に、出没件数、農作物の被害金額が大きく変動する傾向にあるが、原因は不明である。

農作物の被害は、水稲、野菜、果樹の全般に及んでおり、さらに、農作物の被害金額としていない掘り起こしによる農地等への被害が深刻化している。

令和4年8月、市内で死亡していたイノシシから県内初の豚熱感染が確認され、今後の出没動向や個体数の推移等について注視している。

・ニホンジカ

市の中山間地域や樹園地付近で出没が確認されているが、具体的な農作物被害の報告は受けていない。

・カワウ

皆瀬ダムでコロニー（集団繁殖地）が確認されているが、具体的な農水産物被害の報告は受けていない。

・カラス類

生息数や生息域は把握できていないが、市街地等におけるゴミのまき散らしや糞害などの生活環境被害が発生している。

農作物の被害は、水稲、野菜、果樹の全般に及んでいるが、突然群れで飛来して移動するため、被害防止対策が困難となっている。

(3) 被害の軽減目標

ブナの実の結実状況等により、出没件数、農作物の被害金額が大きく変動する傾向にあり、ブナの実が豊作であった令和4年度は、出没件数、農作物の被害金額ともに著しく減少したため、現状値を令和2年度から令和4年度までの3か年平均値とし、現状値の10%の削減を目標値とする。

・ツキノワグマ

指 標	現状値（3か年平均値）	目標値（令和7年度）
被害面積	1.67ha	1.50ha
被害金額	293 千円	264 千円

※ 樹体への被害は含まない。

・イノシシ

指 標	現状値（3か年平均値）	目標値（令和7年度）
被害面積	3.61ha	3.25ha
被害金額	520 千円	468 千円

※ 掘り起こしによる農地等への被害は含まない。

・ニホンジカ、カワウ

被害なし（具体的な農水産物被害の報告なし）を維持する。

・カラス類

指 標	現状値（3か年平均値）	目標値（令和7年度）
被害面積	24.60ha	22.14ha
被害金額	1,531 千円	1,378 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

・ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）による銃器やわなを使用した捕獲、爆竹等による追い払い。 ・実施隊による出没頻発場所の巡回監視、出没時のパトロール。 ・出没頻発場所への幟旗の設置。 ・出没時の防災無線や広報車等を利用した情報提供と注意喚起。 ・秋田県湯沢警察署などの関係機関・団体等と情報共有し、連携した被害防止対策の実施。 ・負担軽減のためのICT（情報通信技術）の活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報に即時に対応して出動できる実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の確保と後継者の育成。 ・対象鳥獣に関する知見と捕獲技術等に習熟した実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の確保と育成。 ・実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の高齢化と人員減少、対象鳥獣の出没頻度の増加による負担の増加。 ・実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の出動機会の増加による人身被害（事故）発生の懸念。 ・豚熱（野生イノシシ）の感染防止対策等への対応。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等の受益者が必要に応じて設置。 ・金属製の重厚な防護柵に比較して簡便に取り外しをすることができ、高い効果が見込める電気柵の設置を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別豪雪地帯の指定を受けており、固定された堅固な防護柵等の設置は困難。 ・電気柵の設置場所での効果は高いが、電気柵を忌避した対象鳥獣が近隣農地に移動することによる新たな被害の発生。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月、市街地（学校グラウンド）を横切るツキノワグマが目撃されたため、実施隊員による緩衝帯設置のための里山の下刈りを実施。 ・安全・安心な森整備事業を活用した緩衝帯の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の荒廃や放任樹園地が確認されており、農林業関係機関・団体と連携した対策の検討が必要。 ・実施隊員における知見と捕獲技術の習得、経験の平準化が必要。

・カワウ

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	なし	・実施隊員において、対象鳥獣（カワウ）に関する知見と捕獲技術等が未確立。
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし
生息環境管理その他の取組	なし	なし

・カラス類

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・実施隊による銃器やわなを使用した捕獲、爆竹等による追い払い。	・突然群れで飛来して移動するため、被害防止対策が困難。
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし
生息環境管理その他の取組	なし	・里山の荒廃や放任樹園地が確認されており、農林業関係機関・団体と連携した対策の検討が必要。

(5) 今後の取組方針

湯沢市有害鳥獣被害防止対策協議会（以下、「協議会」という。）において、構成機関・団体等との連携を図りつつ、実施隊（対象鳥獣捕獲員）による被害防止対策を推進するため、従来講じてきた被害防止対策の課題等を踏まえて、下記の取り組みを行う。

- 1 市の鳥獣被害対策実施隊機能強化補助金を活用し、出没情報に即時に対応して出動できる実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を確保するとともに後継者を育成する。
- 2 対象鳥獣に関する知見と捕獲技術等に習熟した実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を確保するとともに育成を図るための講習会等を実施する。
- 3 市の鳥獣被害防止対策事業補助金を活用した電気柵の設置など、農業者等の受益者自らによる被害防止対策を推進する。
- 4 食品残渣や放置農作物等による出没・被害の発生がないように、誘引物の適正処理について啓発を行う。
- 5 安全・安心な森整備事業を活用し、対象鳥獣の出没状況を踏まえて緩衝帯を設置するほか、放任樹園地等の除去についての啓発を行う。
- 6 近年、市街地等でツキノワグマ等の出没が確認されていることから、協議会の構成機関・団体等が緊急時に連携した対応ができるように、対応マニュアル等を作成する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

湯沢市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

（平成 25 年 6 月 21 日条例第 25 号、改正令和元年 12 月 19 日条例第 21 号）

湯沢市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則

（平成 25 年 7 月 1 日規則第 26 号）

実施隊は、市職員と猟友会に所属し市長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことができる者をもって組織し、定数は 90 名以内とする。

市長は、市職員については任命し、猟友会に所属する者については委嘱する。

市長は、猟友会に所属する実施隊員のうち、本計画に定められた対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者を対象鳥獣捕獲員として併せて任命する。

捕獲に従事する実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の安全確保と事故防止のため、ライフル銃を使用できる実施隊員については所持・携帯させ、周囲の安全性を確保したうえで捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和５年度 ～ 令和７年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟銃所持許可、狩猟免許の新規取得・更新に要する経費の一部を補助し、出没情報に即時に対応して出動できる実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の確保と後継者の育成に努める。 ・ 対象鳥獣に関する知見と捕獲技術等に習熟した実施隊員（対象鳥獣捕獲員）を確保するとともに育成を図るための講習会等を実施する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第５次ツキノワグマ）に基づく捕獲とする。
イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第２次イノシシ）に基づく捕獲とする。
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第２次ニホンジカ）に基づく捕獲とする。
カワウ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第１次カワウ）に基づく捕獲とする。
カラス類	農業者等の要請に基づく捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第５次ツキノワグマ）に基づく捕獲数		

イノシシ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）に基づく捕獲数
ニホンジカ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）に基づく捕獲数
カワウ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第1次カワウ）に基づく捕獲数
カラス類	<p>農業者等の要請に基づく捕獲数とし、加害個体を中心に捕獲する。</p> <p>過去3か年の許可捕獲の実績は、令和2年度：73羽、令和3年度：74羽、令和4年度：126羽。</p>

捕獲等の取組内容
<p>実施隊員が、対象鳥獣の目撃情報や農作物の被害が発生した場所周辺の状況や対象鳥獣の種類に応じて、銃器やわなを使用した捕獲を行う。</p> <p>市は、必要に応じてわなの修理や調達を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>散弾銃で仕留められない距離での捕獲においてライフル銃が必要となる。</p> <p>ライフル銃の使用にあたっては、散弾銃と同様にバックストップの確認を徹底するとともに、周囲の安全を確保する。</p>

（4）許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
湯沢市	市町村への権限移譲の推進に関する条例（県条例第71号）別表第53（第8条関係）に関すること。

4. 防護柵の設置等に関する取組

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カワウ	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし

※ 農作物の被害の発生状況など、必要に応じて侵入防止柵の設置を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	なし	なし	なし
イノシシ	なし	なし	なし
ニホンジカ	なし	なし	なし
カワウ	なし	なし	なし
カラス類	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

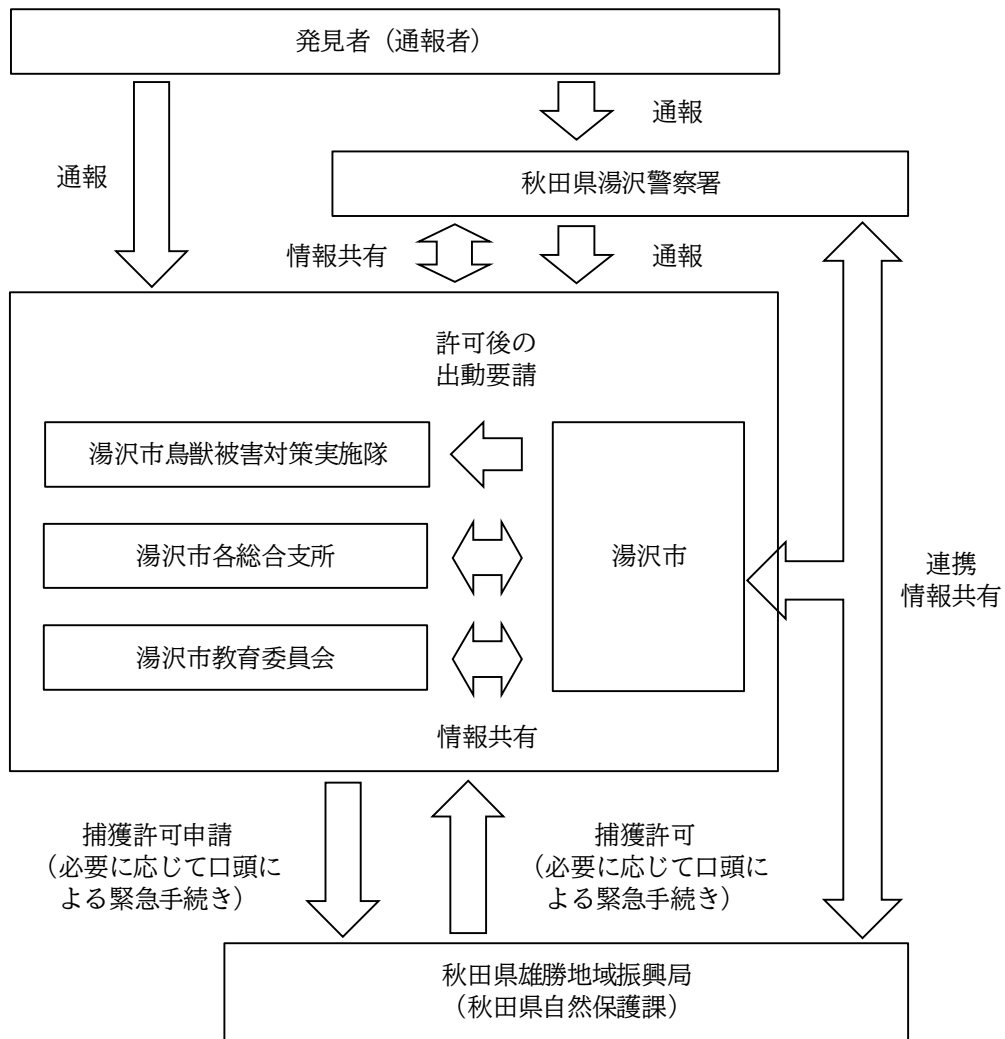
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ カワウ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残渣や放置農作物等による出没・被害の発生がないように、誘引物の適正処理について啓発を行う。 ・安全・安心な森整備事業を活用し、対象鳥獣の出没状況を踏まえて緩衝帯を設置するほか、放任樹園地等の除去についての啓発を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湯沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、市民や関係機関等に情報提供と注意喚起を行う。 ・緊急の場合は、必要に応じて口頭による捕獲許可申請手続きを行うなど、関係機関等と連携して被害防止対策を総括する。 ・実施隊（対象鳥獣捕獲員）に出動を要請する。
秋田県雄勝地域振興局 (秋田県自然保護課)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣の捕獲許可と被害防止対策に関する助言・指導を行う。
秋田県湯沢警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、被害防止対策に関する助言・指導を行うとともに、警戒指示、市民の安全確保のための被害防止対策を行う。 ・緊急の場合は、警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づき、駆除命令の発動を判断する。
湯沢雄勝広域市町村組合	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部による人身被害等への緊急対応。
湯沢市鳥獣被害対策実施隊 (湯沢市猟友会) (湯沢市南部猟友会) (雄勝猟友会) (雄勝東部猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊（対象鳥獣捕獲員）として、対象鳥獣の捕獲・駆除を行う。 ・関係機関等と連携して出没場所の現地調査や情報収集を行い、狩猟者の立場から被害防止対策に関する提言・助言を行う。
湯沢市稲川総合支所 湯沢市雄勝総合支所 湯沢市皆瀬総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の対象鳥獣の出没情報等を収集し、必要に応じて自治会等（市民）に対して注意喚起、安全確保のための被害防止対策を行う。
湯沢市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する小中学校等に出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起や児童生徒の安全確保のための被害防止対策を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



※ ツキノワグマにあつては、人への被害を防止する目的に限り、湯沢市長が許可権者。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	衛生基準を満たす処理加工施設がなく、対象鳥獣(有害鳥獣)の安定供給が確立していないことから、食品としての流通・販売は困難である。
----	--

	また、市内で捕獲されたイノシシについては、過去に基準値を超える放射性セシウムが検出されており、県の自家消費と流通等の自粛要請措置が解除されていない。
ペットフード	衛生基準を満たす処理加工施設がなく、対象鳥獣（有害鳥獣）の安定供給が確立していないことから、ペットフードとしての流通・販売は困難である。
皮革	対象鳥獣（有害鳥獣）の安定供給が確立していないことから、皮革としての流通・販売は困難である。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	対象鳥獣（有害鳥獣）の安定供給が確立していないことから、油脂等としての流通・販売は困難である。 ただし、学術研究機関等から検体等の提供依頼があった場合は、可能な範囲で協力する。

（２）処理加工施設の取組

なし

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	湯沢市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
湯沢市	・湯沢市鳥獣被害対策実施隊の庶務を掌り、対象鳥獣（有害鳥獣）の捕獲許可申請手続きを行う。 対象鳥獣（有害鳥獣）の出没や農作物被害に関する情報収集と情報提供を行い、構成機関との連絡調整を行う。
秋田県雄勝地域振興局	・対象鳥獣（有害鳥獣）の捕獲許可と被害防止対策に関する助言・指導を行う。

秋田県湯沢警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣（有害鳥獣）の出没や人身被害に関する情報収集と情報提供、被害防止対策に関する助言・指導を行うとともに、市民の通報に対応して注意喚起、出没時のパトロール等の被害防止対策を行う。 ・銃器に関する助言・指導を行う。
秋田森林管理署湯沢支署 雄勝広域森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者や入山者への情報提供と注意喚起により、人身被害の未然防止対策を行う。
湯沢市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、現場巡回、出没時のパトロール、注意喚起、対象鳥獣（有害鳥獣）の捕獲・駆除などの被害防止対策を行う。
湯沢市猟友会 湯沢市南部猟友会 雄勝猟友会 雄勝東部猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の立場から、農作物被害に関する情報提供や被害防止対策に関する提言・助言を行う。対象鳥獣（有害鳥獣）の捕獲・駆除などに従事する実施隊員の推薦を行う。
湯沢市農業委員会 こまち農業協同組合 秋田県農業共済組合雄勝支所	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係機関・団体の立場から、農作物被害に関する情報提供や被害防止対策に関する提言・助言を行う。

（２）関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
湯沢市稲川総合支所 湯沢市雄勝総合支所 湯沢市皆瀬総合支所 (自治会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の対象鳥獣（有害鳥獣）の出没情報等を収集し、必要に応じて自治会等に対して注意喚起などの被害防止対策を行う。
湯沢市教育委員会 (小中学校等)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する小中学校等に対象鳥獣（有害鳥獣）の出没情報を伝達し、必要に応じて注意喚起などの被害防止対策を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

湯沢市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(平成 25 年 6 月 21 日条例第 25 号、改正令和元年 12 月 19 日条例第 21 号)

湯沢市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例施行規則

(平成 25 年 7 月 1 日規則第 26 号)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近年、市街地等でツキノワグマ等の出没が確認されていることから、秋田県、秋田県警察、湯沢市鳥獣被害対策実施隊などの協議会の構成機関・団体等が、緊急時に連携した対応ができるように、令和 3 年度と令和 4 年度に机上訓練を実施した。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲や被害防止対策等に関して、近隣市町村や関係機関との連携を図るものとする。

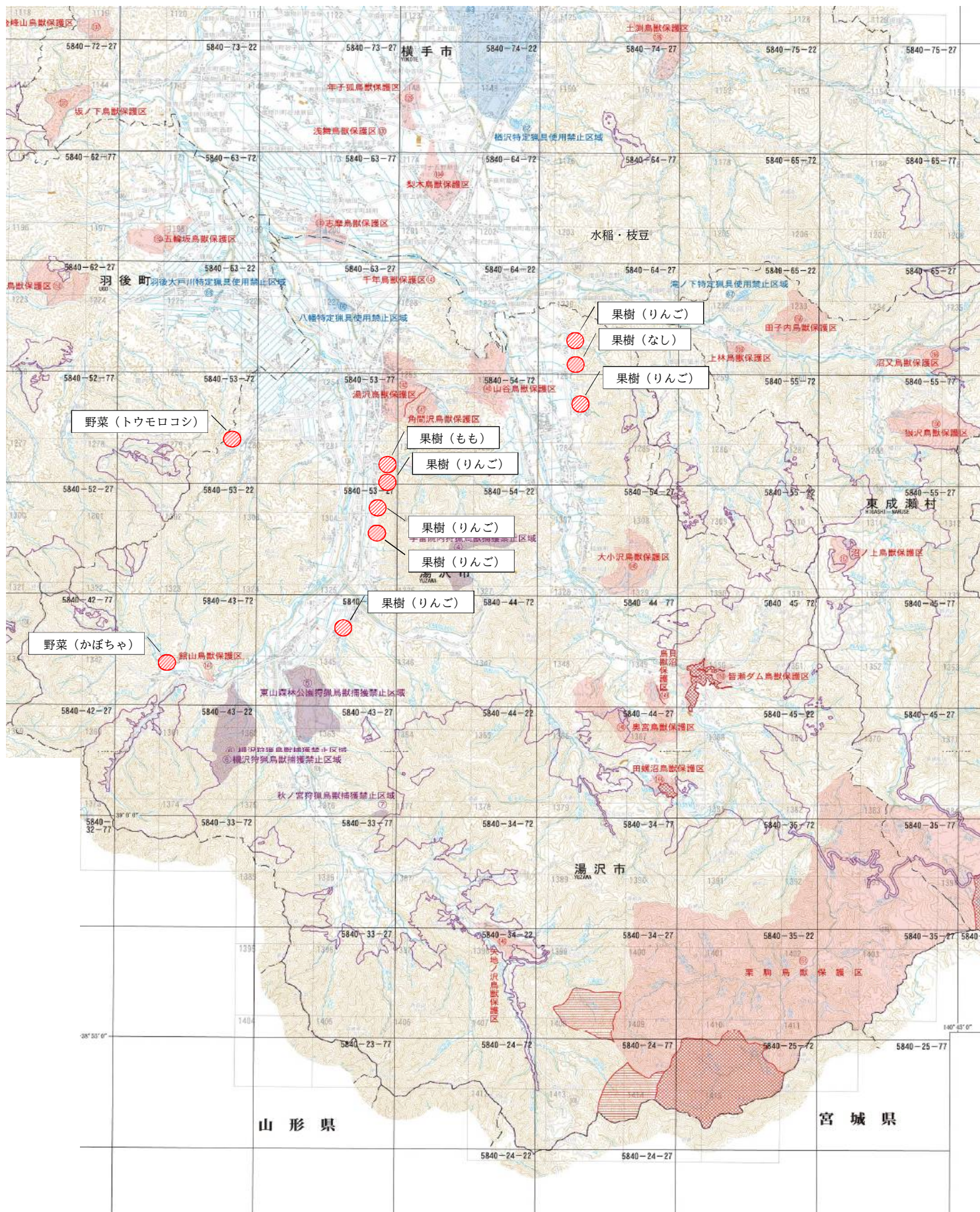
また、本計画は、農作物の被害の発生状況など、必要に応じて内容の見直し、変更を行うものとする。

○ 農作物被害の状況

		令和2年			令和3年			令和4年			合計(3か年)			平均(3か年)		
		被害面積 (ha)	実損面積 (ha)	被害額 (千円)	被害面積 (ha)	実損面積 (ha)	被害額 (千円)	被害面積 (ha)	実損面積 (ha)	被害額 (千円)	被害面積 (ha)	実損面積 (ha)	被害額 (千円)	被害面積 (ha)	実損面積 (ha)	被害額 (千円)
ツキノワグマ	水 稲	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	野 菜	0.04	0.01	10	0.41	0.02	98	0.00	0.00	0	0.45	0.03	108	0.15	0.01	36
	果 樹	4.48	0.20	728	0.01	0.01	7	0.07	0.01	35	4.56	0.22	770	1.52	0.07	257
	計	4.52	0.21	738	0.42	0.03	105	0.07	0.01	35	5.01	0.25	878	1.67	0.08	293
イノシシ	水 稲	2.36	0.30	403	5.06	0.43	622	1.32	0.06	84	8.74	0.79	1,109	2.91	0.26	370
	野 菜	0.52	0.05	82	1.22	0.84	257	0.06	0.01	2	1.80	0.90	341	0.60	0.30	114
	果 樹	0.30	0.03	109	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.30	0.03	109	0.10	0.01	36
	計	3.18	0.38	594	6.28	1.27	879	1.38	0.07	86	10.84	1.72	1,559	3.61	0.57	520
ニホンジカ	水 稲	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	野 菜	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	果 樹	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	計	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
カワウ	水 稲	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	野 菜	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	果 樹	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
	計	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0
カラス類	水 稲	10.00	0.50	684	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	10.00	0.50	684	3.33	0.17	228
	野 菜	0.00	0.00	0	3.50	0.01	374	5.50	0.03	52	9.00	0.04	426	3.00	0.01	142
	果 樹	20.00	0.30	1,082	15.40	1.24	1,127	19.40	2.54	1,273	54.80	4.08	3,482	18.27	1.36	1,161
	計	30.00	0.80	1,766	18.90	1.25	1,501	24.90	2.57	1,325	73.80	4.62	4,592	24.60	1.54	1,531
	合 計	37.70	1.39	3,098	25.60	2.55	2,485	26.35	2.65	1,446	89.65	6.59	7,029	29.88	2.20	2,343

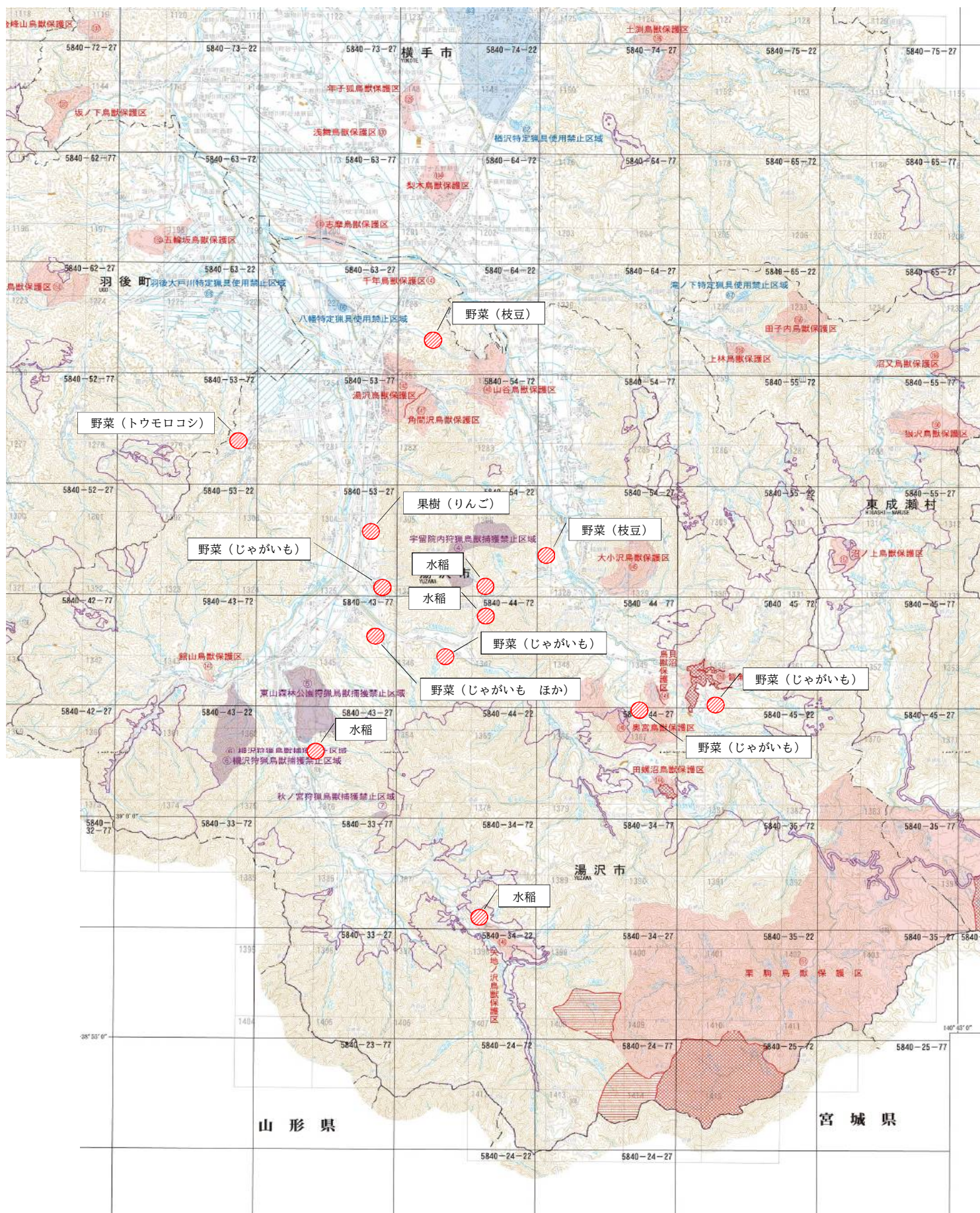
特定鳥獣被害区域位置図（ツキノワグマ）

期間：令和2年1月から令和2年12月まで



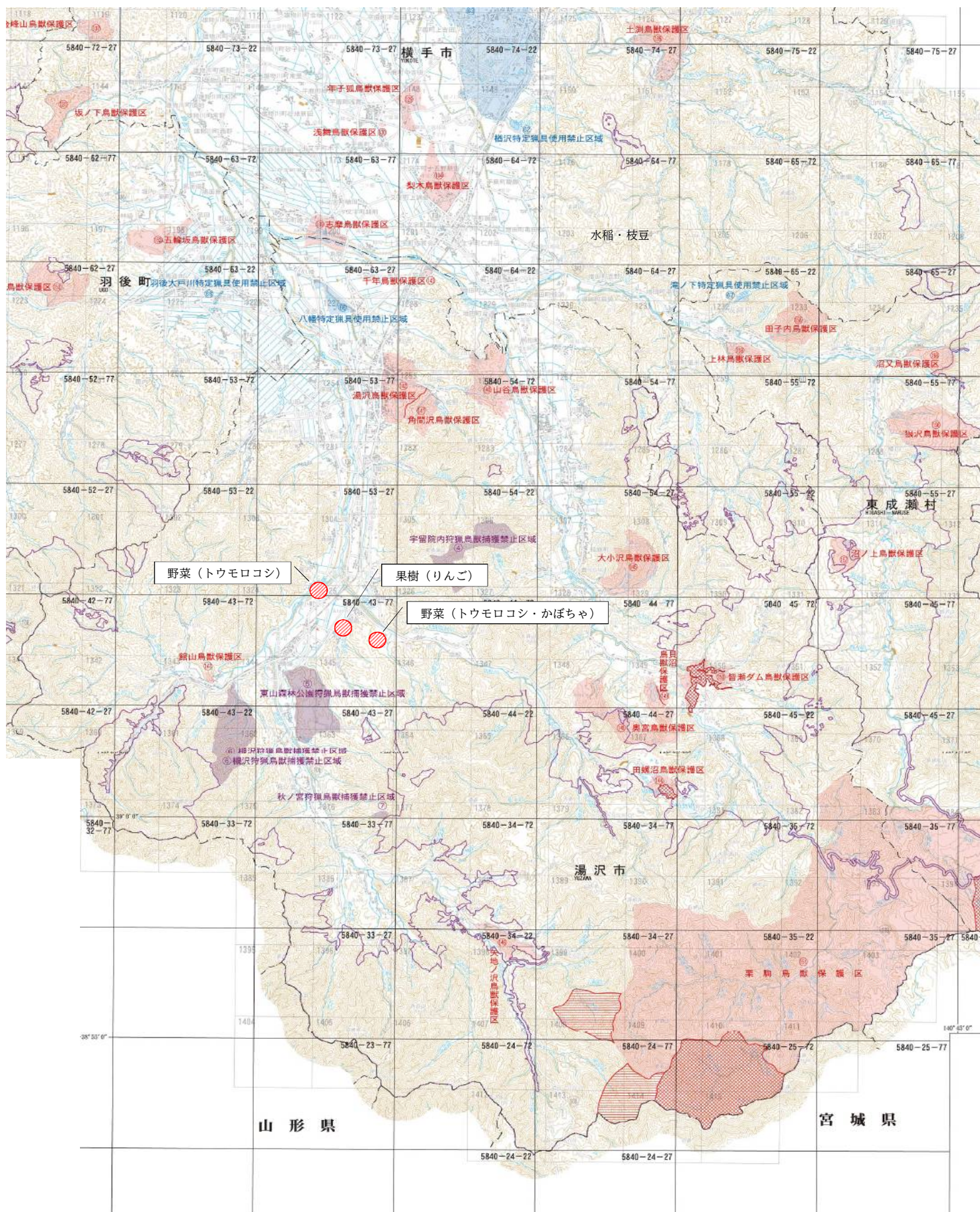
特定鳥獣被害区域位置図（イノシシ）

期間：令和2年1月から令和2年12月まで



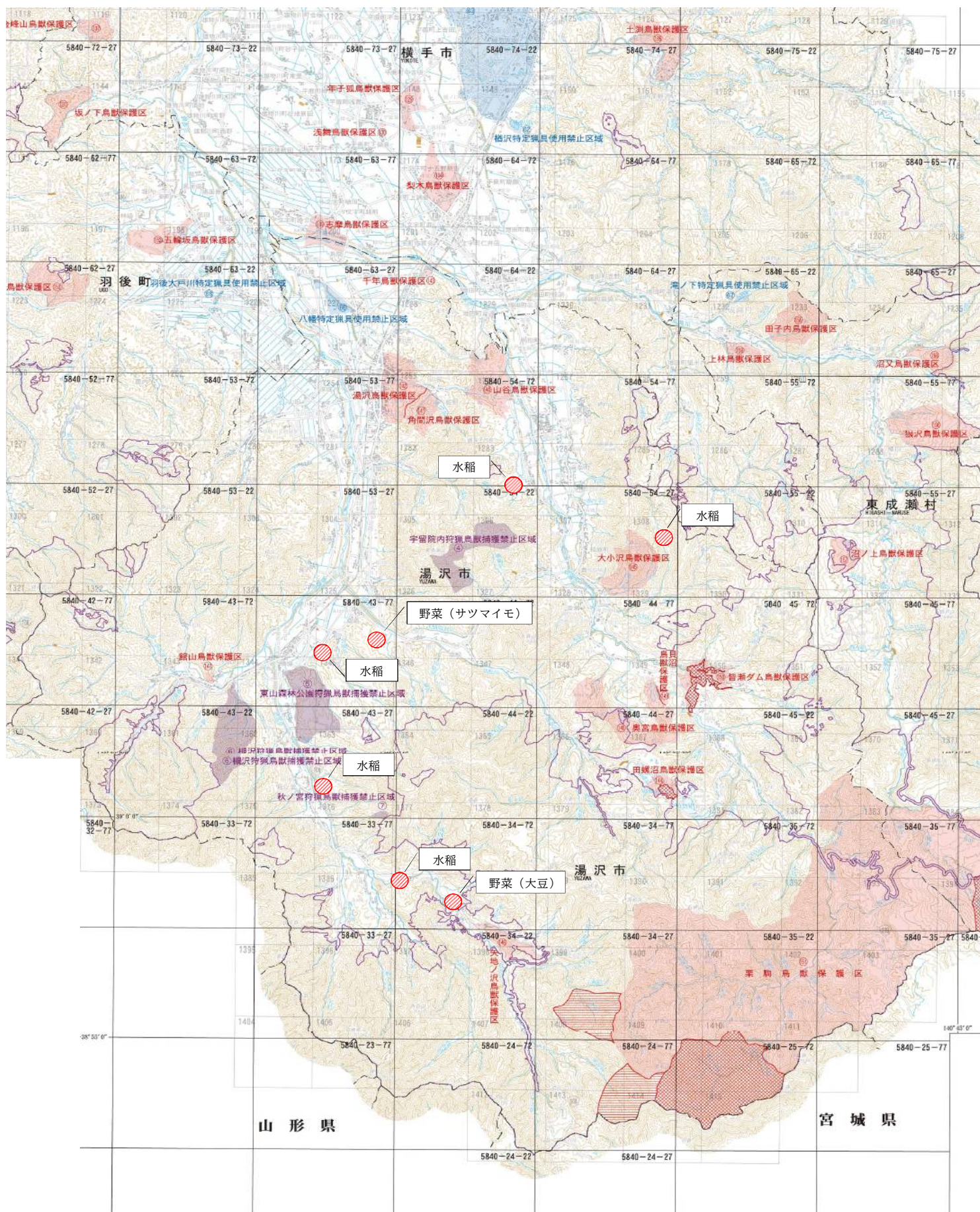
特定鳥獣被害区域位置図（ツキノワグマ）

期間：令和3年1月から令和3年12月まで



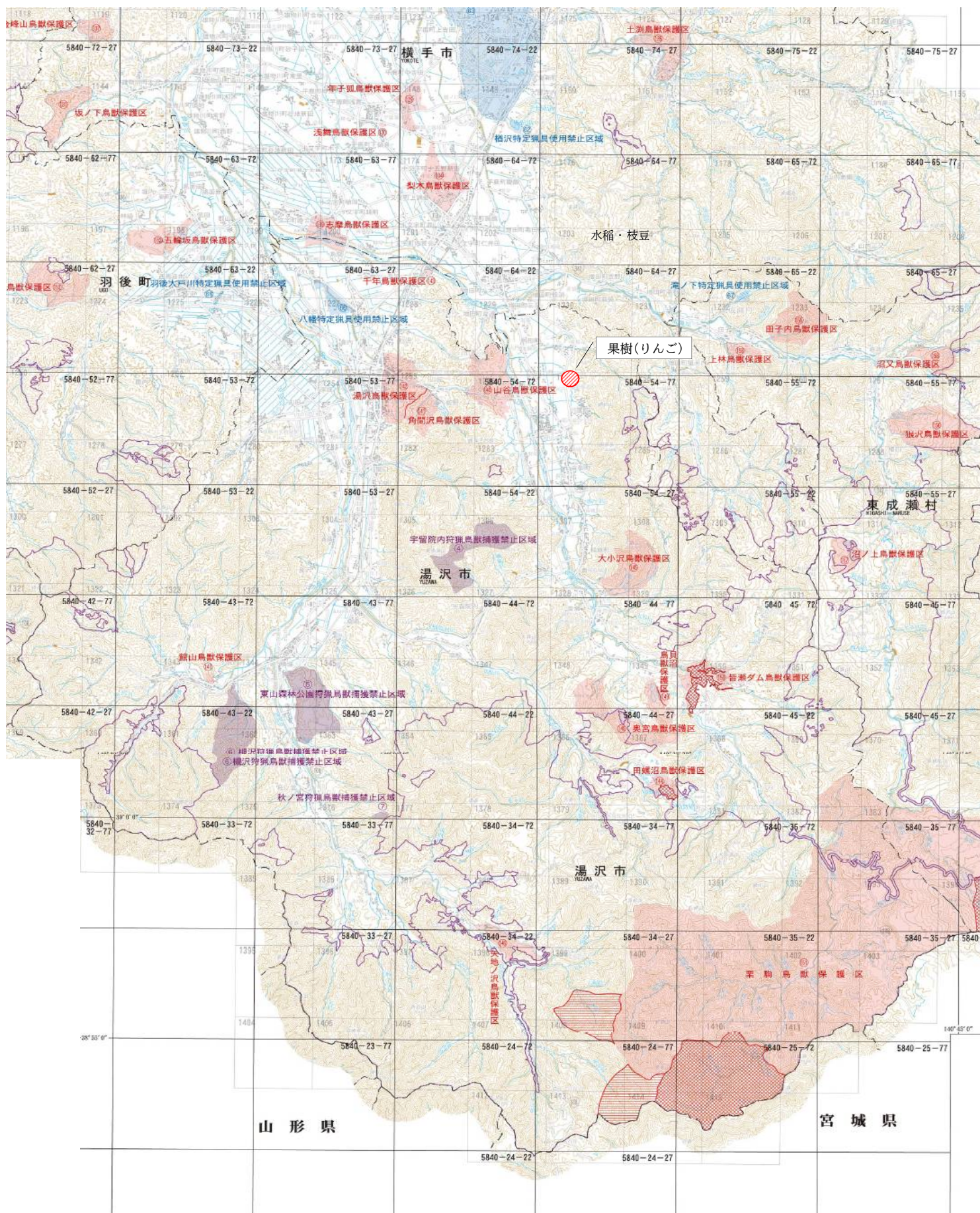
特定鳥獣被害区域位置図（イノシシ）

期間：令和3年1月から令和3年12月まで



特定鳥獣被害区域位置図（ツキノワグマ）

期間：令和4年1月から令和4年12月まで



特定鳥獣被害区域位置図（イノシシ）

期間：令和4年1月から令和4年12月まで

